

# 三重県職員障がい者活躍推進計画

## 趣旨

障がいのある職員が、その有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、国が定める「障害者活躍推進計画作成指針」に即して三重県職員障がい者活躍推進計画を策定します。この計画に基づき、障がい者雇用を推進し、障がいのある職員にとって働きやすい職場環境づくりに取り組んでいきます。また、これらの取組を通じて、誰もが個性や能力を発揮し、いきいきと働くことができる多様で包容力のある三重県庁をめざしていきます。

## 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

## 策定主体

知事部局及び労働委員会事務局

他の任命権者とも互いに連携しながら、取組を進めます

## 主な取組内容

### (1) 推進体制等の整備

- ① 推進体制の整備（三重県障がい者活躍推進チームの設置）
- ② 相談体制の整備（障害者職業生活相談員の設置）等

### (2) 障がい者に対する理解の促進

- ① 所属長向け研修の実施
- ② 職員向け研修の実施 等

### (3) 募集・採用、職務の選定・キャリア形成等

- ① 採用の多様化の検討
- ② 一人ひとりの状況に応じた配置等
- ③ 職場での能力発揮 等

### (4) 職場環境の整備

- ① 共に働きやすい施設整備等
- ② 対話の促進による働きやすい職場環境づくり
- ③ 柔軟かつ弾力的な勤務形態の検討

## 目標（各年6月1日時点）

### ① 採用に関する目標（各年度）

※知事部局と議会事務局を同一の機関とみなす地方特例の認定により合算で算定

実雇用率：令和6年6月1日時点の雇用率 3.45% 以上

### ② 定着率に関する目標

定着状況の確認：新たに採用された障がいのある職員の離職防止  
（常勤職員：1年未満の離職なし、非常勤職員：6ヶ月未満の離職なし）

### 【現状値】

- ① 実雇用率（議会事務局含む）：2.95%（令和元年6月1日時点）
- ② 定着状況：令和元年度における新たに採用された障がいのある職員の離職なし（見込み）

## 体制の整備

